

函館市シェアサイクル実証実験に係る公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、函館市が実施する函館市シェアサイクル実証実験の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 函館市シェアサイクル実証実験
- (2) 目的 市内観光施設間の移動の利便性および回遊性の向上を目的としたシェアサイクルの普及について、民間事業者と連携して実施することの有効性及び課題の検証を行う。
- (3) 内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和10年（2028年）3月31日まで
- (5) 契約金額 無し
- (6) 業務担当部課
函館市観光部観光企画課（市庁舎3階）
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電 話 0138-21-3327
FAX 0138-21-3324
e-mail hako-kan4@city.hakodate.hokkaido.jp
担 当 山口、清水

2 スケジュール（予定）

質問書提出期限	令和7年1月20日（月）まで
質問、回答の公表	令和7年1月27日（月）頃 [ホームページ公表]
参加申込書提出期限	令和7年1月31日（金）まで
参加資格確認結果通知	令和7年2月7日（金）まで
企画提案書提出期限	令和7年2月14日（金）まで
書類審査の実施	令和7年2月中下旬 [応募件数4件以下の場合は省略]
書類審査の結果通知	令和7年2月中下旬
ヒアリングの実施	令和7年2月中下旬 [対面またはオンライン等で実施]
受託候補者決定	令和7年2月中下旬
審査結果通知・公表	令和7年2月中下旬

3 参加資格要件

企画提案に参加する者（グループ応募の場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

4 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式1「質問書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年1月20日（月）必着

(2) 提出先

1 (6)に同じ

(3) 提出方法

電子メールによる

(4) 回答方法

市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024122300051/>

5 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 構成員調書（様式3）[グループで応募する場合]
- ③ 交付3か月以内の現在事項全部証明書（写）または履歴事項全部証明書（写）
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）[納税義務がある場合]
- ⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）
- ⑧ 委任状（様式5）[本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]

※グループで申請する場合は、応募者ごとに③～⑦が必要となります。

イ 提出期限

令和7年1月31日（金）必着

ウ 提出先

1 (6)に同じ

エ 提出方法

持参または郵送による。

オ その他

1 者が複数のグループの構成員となることはできない。構成員個別の書類（上記ア③から⑨）は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和7年2月7日(金)までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

別紙1の「仕様書」の内容を確認の上、次の事項について提案すること。

ア シェアサイクル事業のシステムおよび実績

- ・使用する自転車や設置するサイクルポートの詳細、
- ・アプリ等のシェアサイクル利用システムの詳細、決済方法、料金体系等
- ・シェアサイクルの事業実績および、他の自治体とのシェアサイクル社会実験（実証実験）、本格実施または連携協定等の実績（実績がある場合）

イ 函館市内を周遊できるサイクルポート設置場所

※市が示す公有財産のほかに、民間施設についても提案すること。

ウ 実施スケジュール

エ 実施体制

※ 提案事項ごとに業務を実施する体制を記載すること。グループの場合は、構成員の担当業務を記載すること。

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

サイズはA4判（A3判の折込可）とし、ページを付するものとする。

イ 提出部数

(ア) 企画提案書〔表紙〕（様式6） 正本1部

(イ) 企画提案書 正本1部、副本5部

※ 副本のうち3部（本プロポーザル審査委員会委員審査用）は、企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

ウ 提出期限

令和7年2月14日（金）まで

エ 提出先

1(6)に同じ

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、3名で構成された函館市シェアサイクル実証実験に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

別紙2「函館市シェアサイクル実証実験に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) 書類審査の実施

ヒアリングの対象とする企画提案者（3者程度）を選定するため、書類審査を実施する。ただし、企画提案書を提出した者が4者以下となった場合は、これを省略する。

書類審査の結果（ヒアリングへの参加の可否）については、企画提案者全員にヒアリング実施日の3日前までに通知する。

(3) ヒアリングの実施

企画提案者を対象に、対面またはオンラインによるヒアリングを実施する。

ア 実施方法

企画提案の内容について対面またはオンライン、電子メールのいずれかにより質疑応答を行うものとする。

イ 実施時期

令和7年2月中下旬

詳細については、企画提案者に対し後日通知する。

(4) 審査方法

企画提案書およびヒアリングの結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

(5) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

8 最適提案者の選定

評価点の合計が最も高く、525点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上となったときは、各委員の合議により1者を選定するものとする。

すべての企画提案者の評価点の合計が525点に達しない場合は、最適提案者を選定せず、本プロポーザルの手続きを中止する。

9 審査結果の通知

市は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定し、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名

- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員の所属職氏名

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計
- ※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。
- 企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。
- ・受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員の所属職氏名

11 協定締結

- ・選定された協働事業者は本市と協定を締結する。
- ・協定の期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。
- ・協定の内容については、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ決定する。
- ・選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないこととする。
 - ①応募資格を喪失したとき
 - ②提出した書類に虚偽の記載があったとき
 - ③正当な理由がなく協定の締結に応じないとき
 - ④財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
 - ⑤社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
 - ⑥その他、市長により協定の締結が適切でないと判断されるとき

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

- (5) 企画提案書等に含まれる著作権，特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果，生じた責任はすべて提案者が負う。